

発議案第4号

白井市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

上記発議案を別紙のとおり白井市議会会議規則第14条第1項の
規定により提出します。

令和7年3月24日提出

白井市議会議長 岩田 典之 様

提出者 白井市議会議員 柴田 圭子

賛成者 白井市議会議員 広沢 修司

提案理由

本案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部
を改正するものです。

白井市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する 条例

白井市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第５４条から第５６条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年６月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

○白井市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第9号）新旧対照表

改 正 案	現 行
(略)	(略)
第54条 職員若しくは職員であった者又は第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。	第54条 職員若しくは職員であった者又は第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。
第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。
第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。
(略)	(略)

白井市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する 条例

白井市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第５４条から第５６条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年６月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

○白井市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第9号）新旧対照表

改 正 案	現 行
(略)	(略)
第54条 職員若しくは職員であった者又は第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。	第54条 職員若しくは職員であった者又は第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。
第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。
第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。	第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。
(略)	(略)